

審決

不服 2017-2758

(省略)

請求人 宏碁股▲分▼有限公司

(省略)

代理人弁理士 伊東 忠重

(省略)

代理人弁理士 伊東 忠彦

(省略)

代理人弁理士 大貫 進介

特願 2015-55175 「デバイスツードバイスオペレーションを処理する方法」拒絶査定不服審判事件〔平成 27 年 10 月 22 日出願公開，特開 2015-186261〕について，次のとおり審決する。

結論

本件審判の請求は，成り立たない。

理由

第 1 手続の経緯

本願は，平成 27 年 3 月 18 日（パリ条約による優先権主張 2014 年 3 月 19 日 米国，2015 年 3 月 12 日 米国）の出願であって，平成 28 年 3 月 24 日付けで拒絶理由が通知され，同年 6 月 2 日に意見書及び手続補正書が提出され，同年 11 月 25 日付けで拒絶査定がされ，これに対し，平成 29 年 2 月 27 日に拒絶査定不服審判が請求され，同時に手続補正がされたものである。

第 2 平成 29 年 2 月 27 日にされた手続補正についての補正の却下の決定 〔補正の却下の決定の結論〕

平成 29 年 2 月 27 日にされた手続補正（以下，「本件補正」という。）を却下する。

〔理由〕

1 本件補正の概要

本件補正は，平成 28 年 6 月 2 日にされた手続補正により補正された特許請求の範囲の請求項 1 に記載された択一的選択肢の 1 つである「前記 D2C オペレーションが前記第 1 のサブフレームにおいて前記 D2D オペレーションと衝

突し、第2のサブフレームが前記D2Dオペレーションに従う前記第1のサブフレームに対応する再送サブフレームであるとき、前記第2のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ」を削除するものである。

2 補正の適否

(1) 新規事項の有無, シフト補正の有無, 補正の目的要件

本件補正は、択一的選択肢である発明特定事項の1つを削除することにより特許請求の範囲を限定するものであるから、出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内においてされたものであって、特許法第17条の2第5項第2号に掲げる事項を目的とするものであり、特許法第17条の2第4項に違反するところはない。

(2) 独立特許要件

本件補正は、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであるから、本件補正後の請求項1に係る発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものであるのか否かについて、以下検討する。

ア 補正後の発明

本件補正後の請求項1に係る発明（以下、「補正後の発明」という。）は、平成29年2月27日にされた手続補正により補正された特許請求の範囲の請求項1に記載された以下のとおりのもものと認める。

「通信デバイスのためのデバイスツーデバイス（D2D）オペレーションを処理する方法であって、

ネットワークに対するデバイスツーセルラ（D2C）オペレーションを実行するための第1のサブフレームを決定するステップ（302）と、

前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいてD2Dオペレーションと衝突しないとき、前記D2Cオペレーションを前記第1のサブフレームにおいて実行するステップ（304）と、

前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突するとき、前記D2Cオペレーションを前記第1のサブフレームにおいて実行し、前記第1のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ（306）と、を備え、

前記方法はさらに、

前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突し、第3のサブフレームが前記第1のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションのためのスケジューリング割当てによってスケジューリングされているとき、前記第3のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ、または、

前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突し、前記D2Cオペレーションが第4のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションと衝突し、第3のサブフレームが前記第1のサ

ブフレームおよび前記第4のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションのためのスケジュール割当てによってスケジュールされる時、前記第3のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ、を備える方法。」

イ 引用発明

原査定の拒絶の理由に引用された米国特許出願公開第2014/0004867号明細書（2014年1月2日公開。以下、「引用例」という。）には、図面とともに以下の事項が記載されている。

（ア） 「3) Third Example Embodiment

[0178] Next, the third example embodiment of the data transmission/reception method in accordance with the present invention will be described.

[0179] FIG. 8 is a subframe timing diagram illustrating the third example embodiment of the data transmission/reception method of the D2D communication in accordance with the present invention.

[0180] In the third example embodiment, there are two types of transmission assignment information 831 that is transmitted by a first base station 810 to a first device 811. One type is activation transmission assignment information indicating a scheduling start, and the other type is release transmission assignment information indicating a scheduling end.

[0181] When the first device 811 receives the transmission assignment information (activation or release), the first device transmits UL reception success or failure information 832 to the first base station after a1 subframes. Here, a value of a1 may be preset to a specific value, and the first base station may notify the first device of the specific value through higher-order layer signaling. The first base station demodulates the UL reception success or failure informational subframes after the transmission of the transmission assignment information.

[0182] When the first device receives the activation transmission assignment information, first device generates data 833 according to the activation transmission assignment information and transmits the data 833 to a second device 821. If the first device receives new activation transmission assignment information, the first device may be configured to ignore previously received activation transmission assignment information, generate data according to the new activation transmission assignment information, and transmit the generated data to the second device.

[0183] The activation transmission assignment information may include a combination of resource assignment information, modulation and coding information, transmission precoding matrix information, cyclic shift information, power control information, HARQ process number information, carrier indicator information, frequency hopping indicator information, UL index information, DL assignment index information, channel state request information, resource assignment form information, SRS request information, precoding matrix decision information, DL power offset information, precoding information, scrambling information, number-of-layers information, antenna port information, and the like. As mentioned in relation to the transmission assignment information of the first example embodiment, the activation

transmission assignment information may be configured to selectively include the remaining information excluding core information such as the resource assignment information and the modulation and coding information according to a system configuration and a transmission format.] (12 ページ左欄)

([当審仮訳] :

3) 第3の実施形態

[0178] 次に、本発明に係るデータ送信／受信方法の第3の実施形態について説明する。

[0179] 図8は、本発明に従ったD2D通信のデータ送信／受信方法の第3の実施形態を示すサブフレームタイミング図である。

[0180] 第3の実施形態では、第1の基地局810により第1のデバイス811に送信される2種類の送信割当情報831がある。1つのタイプはスケジューリング開始を示す送信活性化割当情報であり、もう1つのタイプはスケジューリング終了を表す送信解除割当情報である。

[0181] 第1のデバイス811が送信割当情報(活性化又は解除)を受信すると、第1のデバイスはa1サブフレーム後に第1の基地局にUL受信成否情報832を送信する。a1の値は特定の値にプリセットしてもよいし、第1の基地局が上位レイヤシグナリングを介して特定の値を第1のデバイスに通知してもよい。第1の基地局は、送信割当情報の送信後、UL受信成否情報のサブフレームを復調する。

[0182] 第1のデバイスが送信活性化割当情報を受信すると、第1のデバイスは、送信活性化割当情報に基づいてデータ833を生成し、第2のデバイス821にデータ833を送信する。第1のデバイスが新しい送信活性化割当情報を受信すると、第1のデバイスは、以前に受信された送信活性化割当情報を無視して、新たな送信活性化割当情報に基づいてデータを生成し、第2のデバイスに生成されたデータを送信するように構成することができる。

[0183] 送信活性化割当情報は、リソース割当情報、変調及び符号化情報、送信プリコーディングマトリクス情報、巡回シフト情報、電力制御情報、HARQ処理番号情報、キャリアヤ指示情報、周波数ホッピング指示情報、ULインデックス情報、DL割当インデックス情報、チャンネル状態要求情報、リソース割当フォーム情報は、SRS要求情報、プリコーディングマトリクス決定情報、DL電力オフセット情報、プリコーディング情報、スクランブル情報、レイヤ数情報、アンテナポート情報等の組み合わせを含んでもよい。第1の実施形態の送信割当情報に関連して言及したように、送信活性化割当情報は、システム構成及び送信フォーマットに従って、リソース割当情報や変調及び符号化情報等のコア情報を除いた残りの情報を選択的に含むように構成することができる。)

(イ) 「5) Fifth Example Embodiment

[0226] Next, the fifth example embodiment of the data transmission/reception method in accordance with the present invention will be described.

[0227] In the fifth example embodiment, a process in which a link (second D2D link) through which the second device transmits D2D data to the first device is additionally

activated in a state in which the first device transmits data to the second device (in a state in which D2D data transmission is performed through a first D2D link) in accordance with the third example embodiment will be described. Because the fifth example embodiment basically follows the processes of the third example embodiment, differences between the fifth example embodiment and the third example embodiment will be mainly described.

[0228] FIGS. 12 and 13 are subframe timing diagrams illustrating the fifth example embodiment of the data transmission/reception method of the D2D communication in accordance with the present invention.

(中略)

[0232] First, when a subframe in which the first device transmits UL reception success or failure information for activation reception assignment information of the second D2D link received from the first base station overlaps a subframe in which data of the first D2D link is transmitted or when a subframe in which the second device transmits UL reception success or failure information for activation transmission assignment information of the second D2D link received from the second base station overlaps a subframe in which data of the first D2D link is received, data transmission/reception processes of the second D2D link and the first D2D link will be described with reference to FIG. 12 .

(中略)

[0246] Next, when a subframe in which the first device transmits UL reception success or failure information corresponding to activation reception assignment information of the second D2D link received from the first base station overlaps a subframe in which reception success or failure information of the first D2D link is received or when a subframe in which the second device transmits UL reception success or failure information corresponding to activation transmission assignment information of the second D2D link received from the second base station overlaps a subframe in which reception success or failure information of the first D2D link is transmitted, data transmission/reception processes of the second D2D link and the first D2D link will be described with reference to FIG. 13 .

[0247] In FIG. 13 , it is assumed that an assignment scheme is used for NDI information of the first D2D link and NDI information of the second D2D link.

[0248] The first base station may transmit the activation reception assignment information of the second D2D link to the first device in a subframe $m1+d+c-a1$ (1301). When the first device receives the activation reception assignment information of the second D2D link in the subframe $m1+d+c-a1$, the first device transmits UL reception success or failure information corresponding to the activation reception assignment information of the second D2D link to the first base station in a subframe $m1+d+c$ (1302). At this time, a state in which the subframe $m1+d+c$ (1302) overlaps a subframe in which the reception success or failure information of the first D2D link should be received from the second device in accordance with the above-described third example embodiment may occur. That is, when a subframe in which UL reception success or failure information for activation reception assignment information of the second D2D link is received from the first base station ([当審注] : 「received from the first base station」 は, 「received at the first base station」 又は 「transmitted to the first base station」 の誤記と考えられる。) overlaps a subframe in which reception success or failure information for data transmitted through the first D2D link is received

from the second device, the first device preferentially performs the transmission of UL reception success or failure information for the activation reception assignment information of the second D2D link received from the second base station（〔当審注〕：「second base station」は、「first base station」の誤記と考えられる。）rather than the reception of reception success or failure information from the second device.

[0249] Because the first device has not received reception success or failure information for data of the first D2D link transmitted to the second device from the second device（〔当審注〕：「from the second device」は、「from the first device」の誤記と考えられる。）in a subframe $m1+d$, the first device may not transmit data of the first D2D link in a subframe $m1+2d+c$ (1303) after d subframes from a subframe in which UL reception success or failure information has been transmitted so as to prevent unnecessary power consumption. The first device may transmit data of the first D2D link to the second device in a subframe $m1+3d+2c$ based on reception success or failure information for data of the first D2D link after receiving the reception success or failure information for the data of the first D2D link in a subframe $m1+2d+2c$.

[0250] In addition, the first device may transmit the data of the first D2D link in the subframe $m1+2d+c$ (1303). At this time, the first device initially transmits or retransmits data of the first D2D link (that is, data of the subframe 1303) to be first transmitted after receiving the activation reception assignment information of the second D2D link. That is, the first device may be configured so that the data of the first D2D link to be first transmitted after receiving new activation reception assignment information (the activation reception assignment information of the second D2D link) is constantly transmitted in initial transmission or retransmission.」（16 ページ左欄，同右欄，18 ページ左欄～右欄）

（〔当審仮訳〕：

5) 第5の実施形態

[0226] 次に、本発明に係るデータ送信／受信方法の第5実施形態について説明する。

[0227] 第5の実施形態では、第3の実施形態にしたがって第1のデバイスが第2のデバイスにD2Dデータを送信する状態（D2Dのデータ転送を第1のD2Dリンクを介して行われる状態）で、第2のデバイスが第1のデバイスにD2Dデータを送信するリンク(第2のD2Dリンク)が追加的に活性化される処理が説明される。第5の実施形態は基本的には第3実施形態の処理に追従するので、第5実施形態及び第3実施形態との相違点を中心に説明する。

[0228] 図12及び図13は、本発明に従ったD2D通信のデータ送信／受信方法の第5の実施形態を示すサブフレームタイミング図である。

（中略）

[0232] まず、第1のデバイスが第1の基地局から受信された第2のD2Dリンクの受信活性化割当情報に対するUL受信成否情報を送信するサブフレームと、第1のD2Dリンクのデータが送信されるサブフレームとが重なる場合、あるいは、第2のデバイスが第2の基地局から受信された第2のD2Dリンクの送信活性化割当情報に対するUL受信成否情報を送信するサブフレームと、第1のD2Dリンクのデータが受信されるサブフレームとが重なる場合の、第

2のD2Dリンク及び第1のD2Dリンクのデータ送信／受信処理が図12を参照して説明される。

(中略)

[0246] 次に、第1のデバイスが第1の基地局から受信された第2のD2Dリンクの受信活性化割当情報に対するUL受信成否情報を送信するサブフレームと、第1のD2Dリンクの受信成否情報を受信するサブフレームとが重なる場合、あるいは、第2のデバイスが第2の基地局から受信された第2のD2Dリンクの送信活性化割当情報に対するUL受信成否情報を送信するサブフレームと、第1のD2Dリンクの受信成否情報が送信されるサブフレームとが重なる場合の、第2のD2Dリンク及び第1のD2Dリンクのデータ送信／受信処理が図13を参照して説明される。

[0247] 図13では、第1のD2DリンクのNDI情報及び第2のD2DリンクのNDI情報のために割当スキームが使用されることを想定している。

[0248] 第1の基地局は、サブフレーム $m1+d+c-a1(1301)$ にて第1のデバイスに第2のD2Dリンクの受信活性化割当情報を送信してもよい。第1のデバイスがサブフレーム $m1+d+c-a1$ にて第2のD2Dリンクの受信活性化割当情報を受信すると、第1のデバイスはサブフレーム $m1+d+c(1302)$ にて第2のD2Dリンクの受信活性化割当情報に対応するUL受信成否情報を第1の基地局に送信する。この時点で、前記サブフレーム $m1+d+c(1302)$ は、上述の第3の実施形態によれば、第1のD2Dリンクの受信成否情報が第2のデバイスから受信すべきサブフレームと重なることがある。すなわち、第2のD2Dリンクの受信活性化割当情報に対するUL受信成否情報が第1の基地局から受信される（〔当審注〕：「第1の基地局から受信される」は、「第1の基地局で受信される」又は「第1の基地局に送信される」の誤記と考えられる。）サブフレームが、第1のD2Dリンクを介して送信されるデータの受信成否情報が第2のデバイスから受信されるサブフレームと重なった場合、第1のデバイスは、前記第2のデバイスから受信成否情報の受信するよりも、第2の基地局（〔当審注〕：「第2の基地局」は、「第1の基地局」の誤記と考えられる。）から受信された第2のD2Dリンクの受信活性化割当情報に対するUL受信成否情報の送信を優先的に行う。

[0249] 第1のデバイスは、サブフレーム $m1+d$ に第2のデバイスから（〔当審注〕：「第2のデバイスから」は、「第1のデバイスから」の誤記と考えられる。）第2のデバイスに送信された第1のD2Dリンクのデータについての受信成否情報を受信していないため、無駄な電力消費を防止するため、第1のデバイスは、UL受信成否情報が送信されたサブフレームから d サブフレーム後のサブフレーム $m1+2d+c(1303)$ では第1のD2Dリンクのデータを送信しなくてもよい。第1のデバイスは、第1のD2Dリンクのデータについての受信成否情報をサブフレーム $m1+2d+2c$ にて受信した後、第1のD2Dリンクのデータについての受信成否情報に基づいて、サブフレーム $m1+3d+2c$ において第1のD2Dリンクのデータを第2のデバイスに送信してもよい。

[0250] さらに、第1のデバイスはサブフレーム $m1+2d+c(1303)$ において第1のD2Dリンクのデータを送信してもよい。このとき、第1のデバイスは第1の

D2Dリンクのデータ（すなわち、サブフレーム 1303 のデータ）を初送又は再送し、第2のD2Dリンクの受信活性化割当情報を受信した後の最初の送信となる。すなわち、第1のデバイスは、新規の受信活性化割当情報（第2のD2Dリンクの受信活性化割当情報）が受信された後に最初に送信される第1のD2Dリンクのデータが常に初送又は再送にて送信されるように構成されてもよい。）

FIG. 8

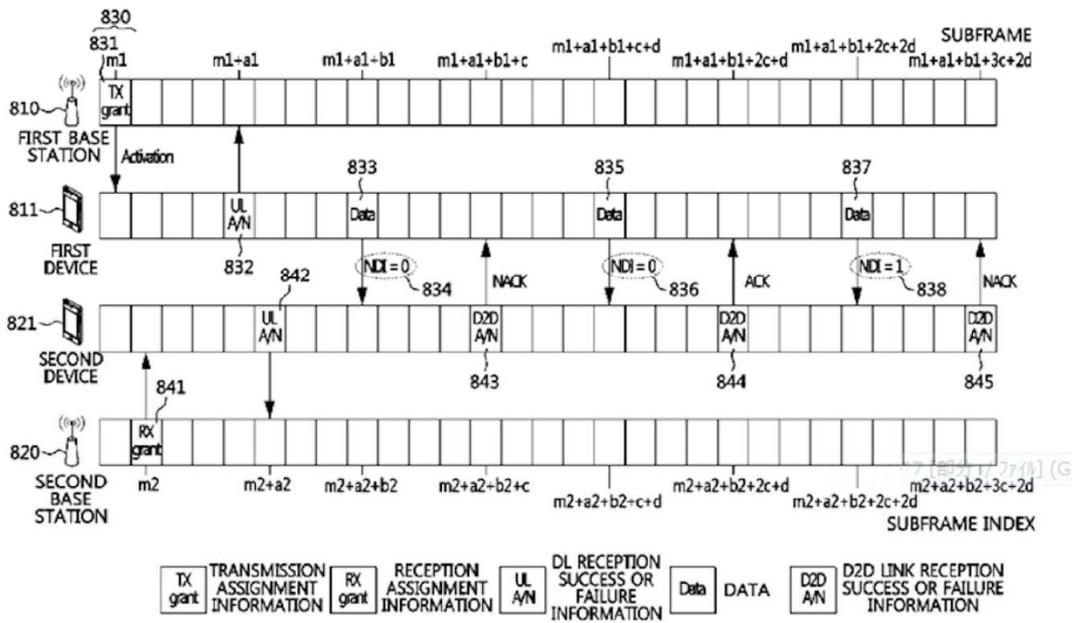
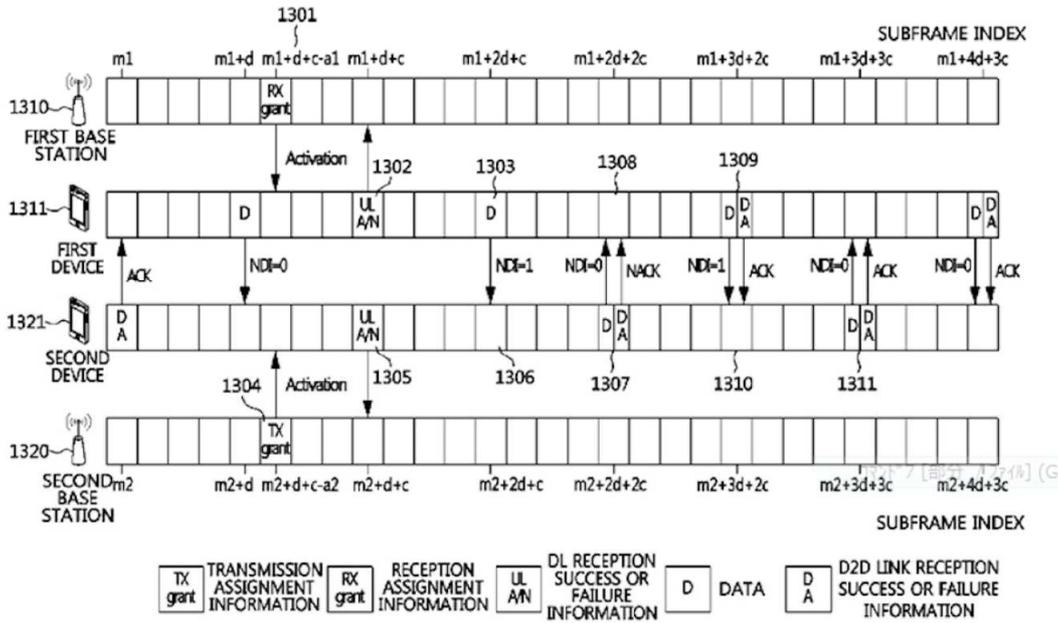


FIG. 13



上記（ア），（イ）及び図 8，図 13 の記載，並びに当業者の技術常識を考慮すると，

(i) 上記（ア）の [0181] の記載によれば，第 1 のデバイスは，第 1 の基地局から送信活性化割当情報を受信すると a1 サブフレーム後に第 1 の基地局に UL 受信成否情報を送信するところ，UL 受信成否情報が送信されるサブフレームは，第 1 のデバイスにおいてプリセット又は上位レイヤシグナリングを介して通知された a1 の値に基づいて決定されるといえる。そして，上記（イ）の [0248] の記載及び図 13 によれば，受信活性化割当情報に対する UL 受信成否情報についても同様のことが見てとれる。

したがって，引用例には，「第 1 の基地局に対する UL 受信成否情報を送信するためのサブフレームを決定すること」が記載されていると認められる。

(ii) 上記（イ）の [0248] の記載によれば，第 1 の基地局がサブフレーム $m1+d+c-a1$ (1301) にて第 1 のデバイスに第 2 の D2D リンクの受信活性化割当情報を送信した場合，第 1 のデバイスでは，サブフレーム $m1+d+c$ (1302) おいて，第 2 の D2D リンクの受信活性化割当情報に対応する UL 受信成否情報の第 1 の基地局への送信と，第 1 の D2D リンクのデータの受信成否情報の第 2 のデバイスからの受信とが重なり，第 2 のデバイスからの第 1 の D2D リンクの受信成否情報の受信よりも，第 1 の基地局への UL 受信成否情報の送信を優先的に行うものである。すなわち，第 2 のデバイスからの第 1 の D2D リンクの受信成否情報の受信はストップされると解される。

ここで，上記(i) のとおり，当該サブフレーム $m1+d+c$ (1302) は，a1 の値に基づいて決定されたサブフレームといえる。

したがって、引用例には、「第1の基地局に対するUL受信成否情報の送信が決定された前記サブフレームにおいて第2のデバイスからの第1のD2Dリンクの受信成否情報の受信と重なるとき、第1の基地局に対する前記送信を前記サブフレームにおいて実行し、前記サブフレームにおける第2のデバイスからの前記受信をストップする」ことが記載されていると認められる。

(iii) 上記(イ)の[0249]の記載及び図13によれば、サブフレーム $m1+d$ で第1のD2Dリンクのデータが第1のデバイスから第2のデバイスに送信されたところ、第1のデバイスは当該データについての受信成否情報をサブフレーム $m1+d+c(1302)$ にて第2のデバイスから受信していないため、第1のデバイスは $m1+2d+c(1303)$ では第1のD2Dリンクのデータを送信しないことが示されている。

そして、図13によれば、第2のデバイスへの第1のD2Dリンクのデータの送信 ($m1+d$, $m1+2d+c$, $m1+3d+2c$) に対する第2のデバイスからの受信成否情報の受信 ($(m1+d+c)$, $m1+2d+2c$, $m1+3d+3c$) は、データの送信から c サブフレーム後に為され、第2のデバイスからの当該受信成否情報の受信に基づく第2のデバイスへの第1のD2Dリンクのデータの再送 (NACKの場合, $NDI=1$) 又は次のデータの送信 (ACKの場合, $NDI=0$) ($m1+2d+c$, $m1+3d+2c$, $m1+4d+3c$) は、受信成否情報の受信 ($m1+d+c$, $m1+2d+2c$, $m1+3d+3c$) から d サブフレーム後に為され、これらの動作が繰り返されることが見てとれる。

ここで、上記(イ)の[0250]には、[0249]の記載とは反対に「さらに、第1のデバイスはサブフレーム $m1+2d+c(1303)$ において第1のD2Dリンクのデータを送信してもよい。」と記載されているが、「さらに、・・・してもよい。」のとおり、更なる別の例を示していると解され、[0249]の態様を否定するものではない。

したがって、引用例には、「第1の基地局に対するUL受信成否情報の前記送信が決定された前記サブフレームにおいて第2のデバイスからの第1のD2Dリンクの受信成否情報の前記受信と重なり、第2のデバイスへの第1のD2Dリンクのデータの送信に対する第2のデバイスからの受信成否情報の受信がデータの送信から c サブフレーム後に為され、第2のデバイスからの当該受信成否情報の受信に基づく第2のデバイスへの第1のD2Dリンクのデータの再送又は次のデータの送信が受信成否情報の受信から d サブフレーム後に為され、これらの動作が繰り返されるとき、受信しなかった受信成否情報の受信に基づく第2のデバイスへのデータを送信しない」ことが記載されていると認められる。

以上を総合すると、引用例には以下の発明(以下、「引用発明」という。)が記載されていると認める。

「第1の基地局に対するUL受信成否情報を送信するためのサブフレームを決定し、

第1の基地局に対するUL受信成否情報の送信が決定された前記サブフレームにおいて第2のデバイスからの第1のD2Dリンクの受信成否情報の受信と

重なるとき、第1の基地局に対する前記送信を前記サブフレームにおいて実行し、前記サブフレームにおける第2のデバイスからの前記受信をストップし、

さらに、

第1の基地局に対するUL受信成否情報の前記送信が決定された前記サブフレームにおいて第2のデバイスからの第1のD2Dリンクの受信成否情報の前記受信と重なり、第2のデバイスへの第1のD2Dリンクのデータの送信に対する第2のデバイスからの受信成否情報の受信がデータの送信からcサブフレーム後に為され、第2のデバイスからの当該受信成否情報の受信に基づく第2のデバイスへの第1のD2Dリンクのデータの再送又は次のデータの送信が受信成否情報の受信からdサブフレーム後に為され、これらの動作が繰り返されると、受信しなかった受信成否情報の受信に基づく第2のデバイスへのデータを送信しない、

方法。」

ウ 対比・判断

補正後の発明と引用発明とを対比すると、

(i) 引用発明の「第1の基地局に対するUL受信成否情報の送信」は、第1のデバイスから第1の基地局に対して為されるものであるから、補正後の発明の「ネットワークに対するデバイスツーセルラ(D2C)オペレーション」に含まれる。

したがって、引用発明の「第1の基地局に対するUL受信成否情報を送信するためのサブフレームを決定し」は、補正後の発明の「ネットワークに対するデバイスツーセルラ(D2C)オペレーションを実行するための第1のサブフレームを決定するステップ(302)」に相当する。

(ii) 引用発明の「第2のデバイスからの第1のD2Dリンクの受信成否情報の受信」は、「通信デバイスのためのデバイスツーデバイス(D2D)オペレーション」といえる。

したがって、引用発明の「第1の基地局に対するUL受信成否情報の送信が決定された前記サブフレームにおいて第2のデバイスからの第1のD2Dリンクの受信成否情報の受信と重なるとき、第1の基地局に対する前記送信を前記サブフレームにおいて実行し、前記サブフレームにおける第2のデバイスからの前記受信をストップし」は、補正後の発明の「前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突するとき、前記D2Cオペレーションを前記第1のサブフレームにおいて実行し、前記第1のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ(306)」に相当する。

(iii) 上述のとおり、引用発明の「第1の基地局に対するUL受信成否情報の前記送信が決定された前記サブフレームにおいて第2のデバイスからの第1のD2Dリンクの受信成否情報の前記受信と重なり、」は、補正後の発明に「前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレー

ションと衝突し、」に相当する。

そして、引用発明の「第2のデバイスへの第1のD2Dリンクのデータの送信に対する第2のデバイスからの受信成否情報の受信がデータの送信から c サブフレーム後に為され、第2のデバイスからの当該受信成否情報の受信に基づく第2のデバイスへの第1のD2Dリンクのデータの再送又は次のデータの送信が受信成否情報の受信から d サブフレーム後に為され、これらの動作が繰り返されるときの」は、データの送信及び受信成否情報の受信に係るサブフレームがスケジューリング割当てによってスケジュールされていると解するのが相当である。

してみると、受信成否情報の受信に基づく第2のデバイスへの第1のD2Dリンクのデータの再送又は次のデータの送信がなされるサブフレーム（サブフレーム $m1+2d+c(1303)$ ）は、受信成否情報の受信のためのスケジューリング割当てによってスケジュールされている「第3のサブフレーム」ということができる。そして、引用発明の「受信しなかった受信成否情報の受信に基づく第2のデバイスへのデータを送信」は、本願発明の「前記第3のサブフレームにおける前記D2Dオペレーション」に相当し、「送信しない」ことを「D2Dオペレーションをストップする」と称することは任意である。

したがって、引用発明の「第1の基地局に対するUL受信成否情報の前記送信が決定された前記サブフレームにおいて第2のデバイスからの第1のD2Dリンクの受信成否情報の前記受信と重なり、第2のデバイスへの第1のD2Dリンクのデータの送信に対する第2のデバイスからの受信成否情報の受信がデータの送信から c サブフレーム後に為され、第2のデバイスからの当該受信成否情報の受信に基づく第2のデバイスへの第1のD2Dリンクのデータの再送又は次のデータの送信が受信成否情報の受信から d サブフレーム後に為され、これらの動作が繰り返されるときの、受信しなかった受信成否情報の受信に基づく第2のデバイスへのデータを送信しない」は、補正後の発明の「前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突し、第3のサブフレームが前記第1のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションのためのスケジューリング割当てによってスケジュールされているとき、前記第3のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ」に相当する。

(iv) 補正後の発明の「前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突し、第3のサブフレームが前記第1のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションのためのスケジューリング割当てによってスケジュールされているとき、前記第3のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ」と、「前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突し、前記D2Cオペレーションが第4のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションと衝突し、第3のサブフレームが前記第1のサブフレームおよび前記第4のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションのためのスケジューリング割当てによってスケジュールされるとき、前記第3のサブフレームにおける

前記D2Dオペレーションをストップするステップ」とは、共に択一的な選択肢であるから、引用発明が後者の選択肢に係るステップを備えていないことは相違点とはならない。

(v) 引用発明を「通信デバイスのためのデバイスツーデバイス（D2D）オペレーションを処理する方法」と称することは任意である。

以上を総合すると、補正後の発明と引用発明とは、以下の点で一致し、また、相違している。

（一致点）

「通信デバイスのためのデバイスツーデバイス（D2D）オペレーションを処理する方法であって、

ネットワークに対するデバイスツーセルラ（D2C）オペレーションを実行するための第1のサブフレームを決定するステップ（302）と、

前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突するとき、前記D2Cオペレーションを前記第1のサブフレームにおいて実行し、前記第1のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ（306）と、を備え、

前記方法はさらに、

前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突し、第3のサブフレームが前記第1のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションのためのスケジューリング割当てによってスケジューリングされているとき、前記第3のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ、を備える

方法。」

（相違点）

補正後の発明は、「前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいてD2Dオペレーションと衝突しないとき、前記D2Cオペレーションを前記第1のサブフレームにおいて実行するステップ（304）」なる構成を有しているのに対し、引用発明は「前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいてD2Dオペレーションと衝突しないとき」の動作について明示していない点。

以下、上記相違点について検討する。

引用例にはD2CオペレーションがD2Dオペレーションと衝突しない場合について明記されていないが、第1のデバイスが決定された「第1の基地局に対するUL受信成否情報を送信するためのサブフレーム」にて第1の基地局に対するUL受信成否情報の送信を実行することは自然であるから、引用発明においても、第1の基地局に対するUL受信成否情報の送信が決定されたサブフレームにおいて第2のデバイスからの第1のD2Dリンクの受信成否情報の受信と重ならないとき、第1の基地局に対するUL受信成否情報の送信を実行す

るものと解されるし、そのようにすることは当業者が容易になし得ることに過ぎない。

そして、補正後の発明の作用効果も、引用発明に基づいて当業者が予測できる範囲のものである。

したがって、補正後の発明は、引用発明と同一、あるいは、引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第1項第3号、同第2項の規定により、特許を受けることができない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、平成28年6月2日に提出された意見書にて「しかしながら、引用文献1は、第1のサブフレームにおける送信と、後続のサブフレームにおける送信との間の関係を教示していません。」と主張し、審判請求書にて「すなわち、請求項1は、第1のサブフレームで衝突が発生したときの第1のサブフレームにおけるD2Dオペレーションについて規定するだけでなく、第1のサブフレームで衝突が発生したときの第1のサブフレームの後続のサブフレームにおけるD2Dオペレーションについても規定しています。このような構成は、引用文献1には教示されておりません。従って、引用文献1は請求項1の構成を開示しておりません。」と主張している。

しかし、上記2ウ(iii)のとおり、サブフレーム1302のD2D送信は第2のデバイスによる受信成否情報の送信であり、サブフレーム1303のD2D送信はサブフレーム1302の受信成否情報に基づく第1のD2Dリンクのデータの再送又は次のデータの送信であるから、意見書の上記主張は採用できない。

また、上記2ウ(iii)のとおり、引用例は、サブフレーム1302で重なりが生じたときのサブフレーム1302の後続のサブフレーム1303における第1のD2Dリンクのデータの送信についても規定しているから、意見書の上記主張は採用できない。

4 結語

したがって、本件補正は、補正後の発明が特許出願の際独立して特許を受けることができないものであるから、特許法第17条の2第6項において準用する同法第126条第7項の規定に違反するので、同法第159条第1項において読み替えて準用する同法第53条第1項の規定により却下すべきものである。

第3 本願発明について

1 本願発明

平成29年2月27日にされた手続補正は上記のとおり却下されたので、本願発明は、平成28年6月2日にされた手続補正により補正された特許請求の範囲の請求項1に記載された以下のとおりのもものと認める。

「通信デバイスのためのデバイスツーデバイス(D2D)オペレーションを処理する方法であって、

ネットワークに対するデバイスツーセルラ（D2C）オペレーションを実行するための第1のサブフレームを決定するステップ（302）と、

前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいてD2Dオペレーションと衝突しないとき、前記D2Cオペレーションを前記第1のサブフレームにおいて実行するステップ（304）と、

前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突するとき、前記D2Cオペレーションを前記第1のサブフレームにおいて実行し、前記第1のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ（306）と、を備え、

前記方法はさらに、

前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突し、第2のサブフレームが前記D2Dオペレーションに従う前記第1のサブフレームに対応する再送サブフレームであるとき、前記第2のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ、または、

前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突し、第3のサブフレームが前記第1のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションのためのスケジューリング割当てによってスケジュールされているとき、前記第3のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ、または、

前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突し、前記D2Cオペレーションが第4のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションと衝突し、第3のサブフレームが前記第1のサブフレームおよび前記第4のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションのためのスケジュール割当てによってスケジュールされる時、前記第3のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ、を備える

方法。」

2 原査定の拒絶の理由

原査定の拒絶理由は、

（新規性）この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の記事に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない、

（進歩性）この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の記事に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない、

というものであり、請求項1に対して米国特許出願公開第2014/000

4867号明細書（引用例）が引用されている。

3 引用発明

引用発明は、上記「第2 平成29年2月27日にされた手続補正についての補正の却下の決定」の項中の「2 補正の適否」の項中の「(2) 独立特許要件」の項中の「イ 引用発明」の項で認定したとおりである。

4 対比・判断

本願発明と引用発明とを対比するに、本願発明は補正後の発明から当該補正に係る限定を省いたもの、すなわち、削除された択一的選択肢を備えるものである。

そうすると、択一的選択肢である「前記D2Cオペレーションが前記第1のサブフレームにおいて前記D2Dオペレーションと衝突し、第3のサブフレームが前記第1のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションのためのスケジューリング割当てによってスケジュールされているとき、前記第3のサブフレームにおける前記D2Dオペレーションをストップするステップ」を備える発明については、本願発明と補正後の発明との間で差異は無い。

したがって、補正後の発明が、上記「第2 補正の却下の決定」の項中の「2 補正の適否」の項中の「(2) 独立特許要件」の項中の「ウ 対比・判断」の項で検討したとおり、引用発明と同一であり、また、引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本願発明も同様の理由により、引用発明と同一であり、また、引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものである。

5 むすび

以上のとおり、本願発明は、引用発明と同一であり、また、引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第1項第3号、同第2項の規定により、特許を受けることができない。

よって、結論のとおり審決する。

平成30年5月30日

審判長 特許庁審判官 北岡 浩
特許庁審判官 菅原 道晴
特許庁審判官 山本 章裕

(行政事件訴訟法第46条に基づく教示)

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

審判長 北岡 浩

出訴期間として在外者に対し90日を附加する。

〔審決分類〕 P 1 8 . 1 1 3 - Z (H 0 4 W)

1 2 1

5 7 5

審判長 特許庁審判官 北岡 浩 8940

特許庁審判官 山本 章裕 8836

特許庁審判官 菅原 道晴 8725